

防衛装備庁仕様書

1 / 2

品 件 名	車両借上（その2）	仕様書番号	T-AA-0027
		作成年月日	令和 6年 10月17日
		作成部課名	防衛装備庁長官官房 装備開発官（陸上装備担当）付 第2開発室

1. 目的

水際障害処理装置（地雷原処理装置）の性能確認試験において使用した試験水槽の撤収作業役務の実施状況を確認するために車両借上を行うものである。

2. 車両形式及び数量

車両形式及び数量は表1のとおり。

表 1

番 号	車両形式	数 量	備 考
1	SUVクラス、AT、5人乗り以上、レギュラーガソリン、カーナビ及びバックモニター付、4WD 原則として、グリーン購入法の基準を満たす車両とし、油脂類（ウインドウォッシャー液等）が適量補充されているものとする。	1 台	スタッドレスタイヤに換装されていること。

3. 借上期間

表 2

番 号	借上期間	
	受領日時	返納日時
1	令和6年12月1日（日）1000	令和6年12月13日（金）1800

4. 受領場所

大分空港周辺

5. 返納場所

大分空港周辺

6. 検 査

車両（種類及び性能）、数量及び日程について行う。

7. 保 険

対人保険及び対物保険の補償は無制限であり、車両事故での車両補償は自己負担を負わないものとする免責補償制度に加入すること。

8. その他

- （1）官が正常な使用状態において使用した借上車両が安全運転上好ましくない状態になった場合、または定期点検等の維持管理を要する時期を迎えた場合、契約相手方は速やかに代替車両を提供するものとする。
- （2）官は、業務遂行上万一事故が発生した場合でも、官の過失の有無に依らず、契約相手方に対し車両の交換を要求することができる。この場合に生じる搬送経費等は契約相手方が負担するものとする。
- （3）官が契約相手方から借り上げている車両に官の過失の有無に依らず損害が生じ、修理が必要となった場合には、その修理期間中に要する営業保証金は契約代金に含まれるものとする。また、免責補償を契約代に含めるものとする。
- （4）官は、借上車両について、その借上期間中は善良な管理者の注意義務を負うものとする。
- （5）この仕様書について疑義が生じた場合には、速やかに官と協議するものとする。